

(様式 6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

			資料番号	6	担当課	建築住宅課
法令名	愛媛県営住宅管理条例	根拠条項	8条4項	不利益処分の種類	入居許可の取消し	
<p>(入居の手続)</p> <p>第8条 一般県営住宅の入居を許可された者は、許可のあつた日から10日以内に次に掲げる手続をし、入居しなければならない。</p> <p>(1) 県内に居住して独立の生計を営み、かつ、入居の許可を受けた者と同程度以上の収入を有する者で、知事が適当と認める連帯保証人2人の連署する請書を提出すること。</p> <p>(2) 第13条の規定により敷金を納付すること。</p> <p>2 一般県営住宅の入居を許可された者が、やむを得ない事情によつて入居の手続を前項の期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、知事が別に指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。</p> <p>3 知事は、災害その他特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。</p> <p>4 知事は、一般県営住宅の入居を許可された者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項各号の手続をしないときは、当該住宅の入居の許可を取り消すことができる。</p>						

